会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月九日
掲載頁　一五六頁（号外第一四九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月十七日
掲載頁　七十七頁（号外第一五四号）

平成二十五年四月十七日
東京都港区芝大門一丁目一二番一五号
（甲）ＮＯＫ損保サービス株式会社
代表取締役　落合　克巳
東京都港区芝大門一丁目一二番一五号
（乙）株式会社ＮＯＫグループサービス
代表取締役　横内　孝人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十七日
札幌市豊平区月寒東五条一七丁目七番一〇号
合資会社グリーングラス
代表社員　矢戸　賢一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年五月三十一日であり組織変更後の商号は山本酒造株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十七日
石川県能美市末寺町イ四二番地
合資会社山本酒造本店
代表社員　山本　豊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十七日
東京都港区赤坂五丁目二番二〇号
有限会社山沢
取締役　高田　重久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千三百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月十七日
東京都港区赤坂五丁目二番一〇号
有限会社山沢
取締役　高田　重久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月二十七日
掲載頁　一一一頁（号外第六十三号）

平成二十五年四月十七日
東京都港区西麻布一丁目五番一七号
株式会社梅垣組
代表取締役　梅垣　賀春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十七日
東京都港区赤坂七―三―三七プラース・カナダ一階
オークキャピタルパートナーズ合同会社
代表社員　片橋　直人

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年五月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月十七日
神奈川県茅ヶ崎市萩園二六〇九番地五
アルバックテクノ株式会社
代表取締役社長　藤山　潤樹

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年五月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月十七日
川崎市多摩区長尾七丁目三〇番一二号
株式会社濱中
代表取締役　濱中　賢一

限定承認公告

本籍東京都足立区梅田一丁目三八番地、最後の住所東京都足立区梅田一丁目二八番一〇号
被相続人　亡　吉田　一夫

右被相続人は平成二十三年十一月三日死亡し、その相続人は平成二十五年四月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日
東京都葛飾区柴又二丁目五番二六―一〇九号
限定承認者　吉田　實

限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区立町九番、最後の住所宮城県仙台市青葉区立町九番一〇―二〇六号
被相続人　亡　坂野　章

右被相続人は平成二十三年一月四日死亡し、その相続人は平成二十五年四月八日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日
東京都府中市四谷三丁目五八番地の六
相続財産管理人　小南　之信

限定承認公告

本籍神戸市西区王塚台一丁目二番地、最後の住所神戸市西区王塚台一丁目二五番地の二
被相続人　亡　本田　昌彦

右被相続人は平成二十四年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年四月五日神戸家庭裁判所明石支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日
神戸市西区枝吉三丁目一番地四
相続財産管理人　本田　太一
法定代理人親権者母　本田　恭子
兵庫県明石市相生町一丁目二番三四号　佐藤ビル
右代理人弁護士　筧　宗憲

債権申出の公告（第一回）

東伊豆町白田土地区画整理組合は、平成十二年三月八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日
静岡県賀茂郡東伊豆町白田三〇一番地の一
東伊豆町白田土地区画整理組合
清算人　山本　秀明
清算人　矢崎　惺
清算人　山本　正博

訂正公告

平成二十五年四月十日掲載の株式会社リバーセイコーに係る合併公告中「甲は乙の権利義務全部」とあるは「甲は乙丙の権利義務全部」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年四月十七日
取扱店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二三〇	上	終りから一〇	を「一方の者と	平成二十五年三月十五日（号外第五十二号）公布財務省令第五号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）
一二	下	二	及び第二項第五及び第五号	号
二八三	下	一〇	3第5項	平成二十五年三月三十日（号外特第六号）公布内閣府・経済産業省告示第二号（租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約の指定に関する基準を定める件）（印刷誤り）
			2第3項	

平成二十五年四月十七日
東京都港区芝大門一丁目一二番一五号
（甲）ＮＯＫ損保サービス株式会社
代表取締役　落合　克巳
東京都港区芝大門一丁目一二番一五号
（乙）株式会社ＮＯＫグループサービス
代表取締役　横内　孝人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十七日
札幌市豊平区月寒東五条一七丁目七番一〇号
合資会社グリーングラス
代表社員　矢戸　賢一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年五月三十一日であり組織変更後の商号は山本酒造株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十七日
石川県能美市末寺町イ四二番地
合資会社山本酒造本店
代表社員　山本　豊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十七日付第八三号六四
日付参会第一〇号四〇ページ

ページ●同日付政府調達第七一号四〇ページ●三月六ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）